



鳥取県公報

平成15年 4月24日(木)
号外第71号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定の一部改正(275)(水産課)..... 1

告 示

鳥取県告示第275号

平成9年鳥取県告示第647号(漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定について。以下「告示」という。)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成15年5月2日以後に責任期間が始まる共済契約について適用し、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成15年 4月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号口の規定に基づき、漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めたので、漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号)第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により告示する。</p> <p>昭和49年10月鳥取県告示第945号(漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定について)は、廃止する。</p> <p>この告示は、平成9年11月1日以後に責任期間が始まる共済契約について適用し、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。</p> <p>平成9年9月30日</p>	<p>漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号口及び第3号口の規定に基づき、漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めたので、漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号)第9条第9項において準用する同令第8条第3項の規定により告示する。</p> <p>昭和49年10月鳥取県告示第945号(漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定について)は、廃止する。</p> <p>この告示は、平成9年11月1日以後に責任期間が始まる共済契約について適用し、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。</p> <p>平成9年9月30日</p>

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県知事 西尾邑次

1 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区 の名称	区 域	区 分
略		
田後加 入区	田後漁業協同 組合の区域	1 沖合底びき網漁業（底びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。以下同じ。）
		2 中型いか釣り漁業（釣りによっていかを捕ることを目的とする漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。以下同じ。）及び小型いか釣り漁業（釣りによっていかを捕ることを目的とする漁業であって使用する漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。以下同じ。）
		3 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち1及び2に掲げる漁業以外の漁業
網代加 入区	網代港漁業協 同組合の区域	1 沖合底びき網漁業
		2 小型いか釣り漁業及び小型定置漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業をいう。）
		3 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち1及び2に掲げる漁業以外の漁業
略		
鳥取中 央賀露 加入区	鳥取中央漁業 協同組合のう ち旧賀露漁業 協同組合の区 域	1 沖合底びき網漁業
		2 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち1に掲げる漁業以外の漁業
略		
境港加 入区	境港市漁業協 同組合の区域	1 中型いか釣り漁業
		2 中型いか釣り漁業及びその他釣り漁業（釣りによっていか以外のものを捕ることを目的とする漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。）を併せて行う漁業
		3 境港市漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業及び機船船びき網漁業（船びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が10トン

加入区 の名称	区 域	区 分
略		
田後加 入区	田後漁業協同 組合の区域	"
網代加 入区	網代港漁業協 同組合の区域	"
略		
鳥取中 央賀露 加入区	鳥取中央漁業 協同組合の区 域のうち旧賀 露漁業協同組 合の区域	"
略		
境港加 入区	境港市漁業協 同組合の区域	"

	以上20トン未満であるものをいう。)
4	境港沖合いか釣漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業
5	かご網漁業(かご網を使用してべにずわいがにを捕ることを目的とする漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。)
6	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち1から5までに掲げる漁業以外の漁業であって境港市漁業協同組合に所属する者の行う漁業
7	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち1から6までに掲げる漁業以外の漁業

--	--	--

2 漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業

加入区 の名称	区 域	区 分
東加入区	東漁業協同組合及び浦富漁業協同組合の区域	1 東漁業協同組合に所属する者の行う小型定置漁業(内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業をいう。以下同じ。)
		2 浦富漁業協同組合に所属する者の行う小型定置漁業及び小型いかつり漁業(つりによって行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。以下同じ。)
田後加入区	田後漁業協同組合の区域	1 沖合底びき網漁業(底びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。以下同じ。)
		2 中型いかつり漁業(つりによって行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。以下同じ。)及び小型いかつり漁業
網代加入区	網代港漁業協同組合の区域	1 沖合底びき網漁業及びしいらつけ漁業(鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年9月鳥取県規則第46号)第8条第10号のしいらつけ漁業をいう。以下同じ。)
		2 中型いかつり漁業及び小型いかつり漁業

鳥取中央賀露加入区	鳥取中央漁業協同組合の区域のうち旧賀露漁業協同組合の区域	1 沖合底びき網漁業 2 中型いかつり漁業
鳥取中央酒津加入区	鳥取中央漁業協同組合の区域のうち旧酒津漁業協同組合の区域	しいらつけ漁業
鳥取中央浜村加入区	鳥取中央漁業協同組合の区域のうち旧浜村漁業協同組合の区域	"
鳥取中央夏泊加入区	鳥取中央漁業協同組合の区域のうち旧夏泊漁業協同組合の区域	"
泊加入区	泊村漁業協同組合の区域	"
西部加入区	赤碕町漁業協同組合、中山漁業協同組合及び御来屋漁業協同組合の区域	しいらつけ漁業、小型いかつり漁業及び小型定置漁業
境港加入区	境港市漁業協同組合の区域	1 中型いかつり漁業
		2 中型いかつり漁業とその他の漁業(つりによって行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。)を合わせた漁業
		3 境港市漁業協同組合に所属する者の行う小型いかつり漁業及び機船船びき網漁業(船びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。)
		4 その他の者の行う小型いかつり漁業
		5 かご網漁業(かご網を使用してべにずわいがにとることを目的とする漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。)